

様式 1 申請に対する処分（審査基準・標準処理期間の設定）について
容器検査

所管所属	消防チーム
------	-------

根拠条文

高压ガス保安法第44条第1項

容器の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定容器検査機関」という。）が経済産業省令で定める方法により行う容器検査を受け、これに合格したのものとして次条第1項の刻印又は同条第2項の標章の啓二がされているものでなければ、当該容器を譲渡し、又は引き渡してはならない。ただし、次に掲げる容器については、この限りでない。

一 第49条の5第1項の登録を受けた容器製造業者（以下「登録容器製造業者」という。）が製造した容器（経済産業省令で定めるものを除く。）であって、第49条の25第1項の刻印又は同条第2項の標章の啓二がされているもの

二～四 略

高压ガス保安法施行令第18条（都道府県が処理する事務）

2 次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。

三 内容積500リットル以下の容器に関する法第44条第1項（同項の指定に係る部分を除く。）、第45条第1項及び第2項、第48条第5項、第54条第1項及び第2項並びに第56条第1項及び第2項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。）

審査基準

1 （法律上の規定による基準）

高压ガス保安法第44条第4項

第1項の容器検査においては、その容器が経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の企画に適合するときは、これを合格とする。

容器保安規則第6条（容器検査の方法）

法第44条第1項の経済産業省令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

一～四 略

容器保安規則第7条（容器検査における容器の規格）

法44条第4項の経済産業省令で定める高压ガスの容器の種類及び圧力の大きさ別の容器の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一～九 略

2 前項の規定にかかわらず、型式試験に合格した型式にあっては、容器検査のうち当該型式試験において実施した試験と同一の内容のもの、容器検査に合格した型式にあっては、型式試験のうち当該容器検査において実施した試験と同一の内容のものをそれぞれ省略することができる。

2 （審査基準）

高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について

（平成19・06・18原院第2号）

容器保安規則関係

容器保安規則の機能性基準の運用について（平成10・03・20立局第2号）

標準処理
期間

標準処理機関	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
7日	機関		機関	消防チーム	
	期間		期間	7日	